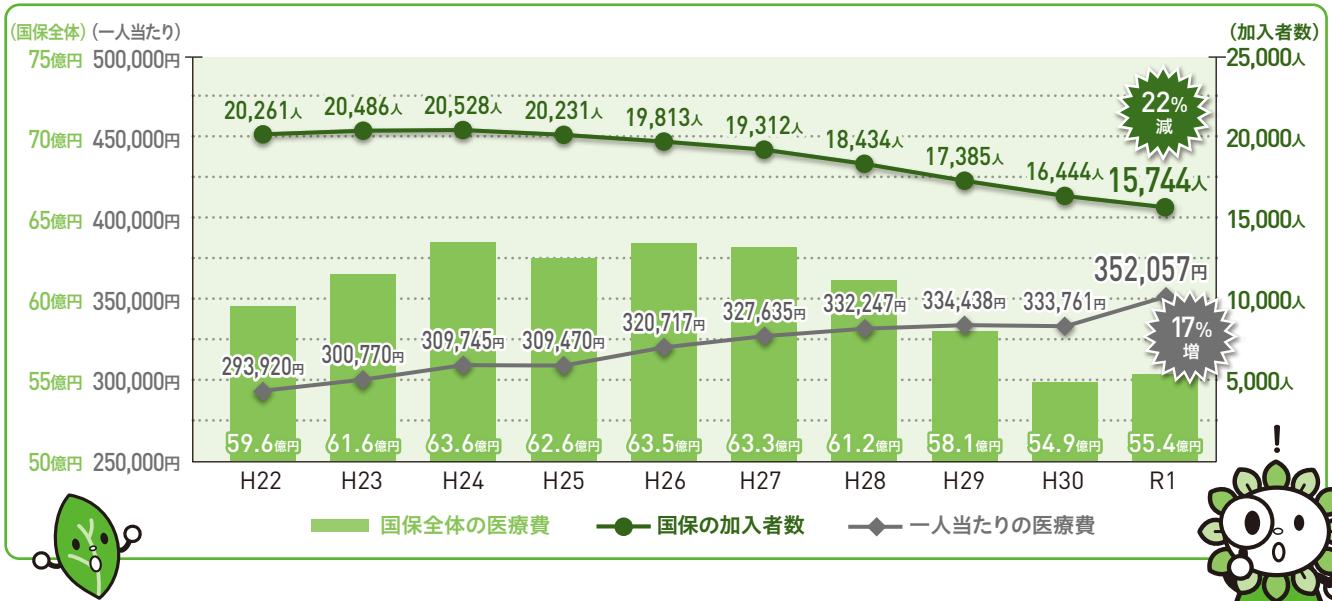


国保税の税率などを見直します

問い合わせ先 / 市役所保険医療課国保年金係 ☎76-8151
国保庶務係 ☎76-8150

国保の現状

本市は平成22年度以降同じ税率を保ってきましたが、令和元年度までの9年間で国保の加入者は約22%減少し、保険税もそれに伴って減少しています。一方、医療の高度化や加入者の高齢化により、一人当たりの医療費は約17%増加しました。そのことにより、収支の均衡が保てなくなり令和元年度、令和2年度は国保が持っていた事業基金を取り崩すことによって税率を据え置いてきました。



税率改定の方針

今後も収支の均衡を保ち安定した運営を続けていくために、税率を見直すこととし、被保険者のかたの負担が急激に増加しないよう令和3～5年度の3年間で段階的に、県が示す標準保険料率(県内統一の算定基準に基づき県が算定)と同等になるよう見直します。

令和3年度の税率改定

標準保険料率と比べて、改定前の本市の税率は所得割が低く、平等割・均等割が高い傾向にありました。そのため、それぞれの差を縮める形で見直しを行いました。

	所得割率		均等割額 (被保険者1人につき)		平等割額 (1世帯につき)		限度額
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	
医療保険分	5.80%	改定なし	26,400円	25,400円	24,600円	21,800円	63万円
差額		—		(▲1,000円)		(▲2,800円)	—
後期高齢者支援金分	1.50%	1.82%	7,300円	8,100円	6,300円	6,500円	19万円
差額		(+0.32%)		(+800円)		(+200円)	—
介護保険分	1.60%	1.85%	9,600円	10,400円	6,600円	6,400円	17万円
差額		(+0.25%)		(+800円)		(▲200円)	—

医療費を大切に

医療費の増加は、国保税の引き上げの大きな要因となります。医療費をこれ以上増やさないためにも、健康づくりや上手な受診を心がけましょう。

